二　夫婦の関係

三　法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含む。）を保有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該法人（以下この条において「被支配法人」という。）との関係（支配株主等又は被支配法人のいずれかが商品取引所等である場合においては、当該商品取引所等とその支配株主等又は被支配法人との関係を除く。）

四　被支配法人とその支配株主等の他の被支配法人との関係（被支配法人のいずれかが商品取引所等である場合においては、当該商品取引所等と他の被支配法人との関係を除く。）

2　共同保有者が合わせて法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ当該法人の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

3　夫婦が合わせて法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該法人の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

4　支配株主等とその被支配法人が合わせて他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の法人も、当該支配株主等の被支配法人とみなして第一項の規定を適用する。

5　次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含むものとする。

一　第二項の場合　共同保有者

二　第三項の場合　夫婦

三　前項の場合　支配株主等及びその被支配法人

第八条ただし書中「から第七号まで」を「から第八号まで」に改め、同条第三号中「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削り、同条第七号中「投資信託及び投資法人に関する法律」を「信託法（平成十八年法律第百八号）第百八十五条第一項に規定する受益証券、投資信託及び投資法人に関する法律」に改め、同条に次の一号を加える。

八　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十五項に規定する投資証券、同条第十八項に規定する投資法人債券及び同法第二百二十条第一項に規定する外国投資証券

附　則

この政令は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　**直人**
法務大臣　千葉　景子
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣　直嶋　正行

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十二月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　**直人**

政令第三百二号

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号）附則第一条（第一号、第二号及び第四号から第六号までを除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日は平成二十二年四月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は同年十月一日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　**直人**
総務大臣　原口　一博
法務大臣　千葉　景子
財務大臣　藤井　裕久
厚生労働大臣　長妻　昭
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣　直嶋　正行

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十二月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　**直人**

政令第三百三号

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第一条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条の十九」を「第一条の二十一」に、「第三章の三　開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第十四条の十―第十四条の十三）」を「第三章の三　開示用電子情報処理組織による手続特定証券情報等の提供又は公表（第十四条の十―第十四条の十三）」に、「第四章の三　金融商品取引業協会（第十八条の四の二―第十八条の四の九―第十八条の十五）」を「第四章の三　金融商品取引業協会（第十八条の四の二―第十八条の四の九―第十八条の十五）　第四章の四　投資者保護基金（第十八条の五―第十八条の十五）」に改める。

第一条の四の見出し中「適格機関投資家」を「取得勧誘において適格機関投資家」に改め、同条第一号中「以下この条、第一条の五の二第二項、第一条の七、第一条の八の二及び第三条の二の三において同じ。）若しくは新株予約権証券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で新株予約権証券の性質を有するものを含む。以下この号、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。）又は」を「次号イ、第一条の五の二第二項第二号イ、第一条の七第二号ロ(1)、第一条の七の四第二号イ、第一条の八の二第二号イ及び第一条の八の四第三号ロ(1)において同じ。）及び」に、「第一条の七及び第一条の八の二第一号において「外国出資証券」を「第一条の七第二号イ、第一条の七の四第一号、

証券金融会社（第十九条の五・第十九条の六）」を「第五章の三　証券金融会社（第十九条の五・第十九条の六）　第五章の四　指定紛争解決機関（第十九条の七―第十九条の九）」に改める。

第一条の三の三第五号中「第二条の十二の二第二項第四号」を「第二条の十二の四第二項第四号」に改める。

第一条の八の四の十一）に、「第五章の三　証券金融会社（第十九条の五・第十九条の六）」を「第五章の三　証券金融会社（第十九条の五・第十九条の六）　第五章の四　指定紛争解決機関（第十九条の七―第十九条の九）」に改める。